

公告 第732号

組合規程の廃止並びに制定について

令和6年2月28日付SCSK健発第1129号をもって以下の規程を廃止すること、並びに同日付SCSK健発第1131号をもって以下の規程を制定することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和6年3月26日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■廃止する規程

- ・前期高齢者訪問健康相談実施規程

■制定する規程

- ・前期高齢者対策事業実施規程

以上

SCSK健康保険組合 前期高齢者訪問健康相談実施規程

(目的)

第1条 この規程は、SCSK健康保険組合(以下「組合」という)の委託業者による訪問健康相談を実施することにより被扶養者の健康保持増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 実施年度中に64歳～74歳になる者のうち、実施するとき、現に組合の被扶養者の資格を有している者。

(実施内容)

第3条 委託業者は対象者に健康相談および健康維持増進に関する情報を提供する。対象者への支援回数や支援方法は契約書に定める。

- (1) 本事業に参加した被扶養者には、インセンティブとして健康増進に役立つ記念品を贈呈する。
- (2) 記念品は、毎年度取り決めるものとする。

(費用負担)

第4条 費用は全額当組合負担とする。

附則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

SCSK健康保険組合 前期高齢者対策事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、SCSK健康保険組合(以下「当組合」という)の前期高齢者の健康管理及び疾病予防のため各種プログラムへの受診機会の提供に加え、インセンティブ事業の実施により参加促進に資することを目的とする。

(実施プログラム)

第2条 当組合が実施するプログラムは次のとおりとする。

- (1) 前期高齢者健康相談
- (2) 特定健診
- (3) 節目健診

(対象者)

第3条 各プログラムを実施時に現に当組合の被扶養者の資格を有している者とする。

- (1) 前期高齢者健康相談
実施年度中に64歳～74歳になる者
- (2) 特定健診
実施年度中に66歳～74歳になる配偶者以外の被扶養者
- (3) 節目健診
実施年度中に64歳、69歳になる配偶者以外の被扶養者

(実施内容)

第4条 各プログラムは外部業者に委託し実施するものとする。

- (1) 前期高齢者健康相談
委託業者は対象者に健康相談および健康維持増進に関する情報を提供する。
対象者への支援回数や支援方法は契約書に定める。
- (2) 特定健診
当組合の「各種健康診査等実施規程」に定める特定健診とする。
- (3) 節目健診

当組合の「各種健康診査等実施規程」に定める人間ドック及び婦人科健診とする。

(費用負担)

第5条 費用負担については次のとおりとする。

(1) 前期高齢者健康相談

全額当組合負担とする。

(2) 特定健診

健康保険組合連合会の「集合契約A」を利用した場合は全額当組合負担とする。

ただし、「集合契約A」を利用せず特定健診を受診する際の事由、補助金支給限度額等は当組合の「各種健康診査等実施規程」第7条に定めたとおりとする。

(3) 節目健診

当組合が委託する健康診断委託業者（以下「委託業者」という）が運営する健康診断予約システムを利用し、委託業者の契約医療機関を利用した場合は全額当組合負担とする。

ただし、健康診断予約システムを利用せず節目健診を受診する際の事由、補助金支給限度額等は当組合の「各種健康診査等実施規程」第7条に定めたとおりとする。

(インセンティブ)

第6条 本事業に参加した被扶養者及び当該被扶養者の参加を支援した被保険者にインセンティブを贈呈することができる。

2 インセンティブの有無及び内容、付与対象者についてはプログラム毎に毎年度取決めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。